

表2

財政健全化の推進

項目	具体的な取組課題	
職員の定数管理及び給与等の適正化	職員数の削減	特別職等給料の削減
	18 第2次定員適正化計画の推進	22 市長等給料の削減
	職員給与の見直し	報酬の見直し
	19 調整手当の削減	23 その他非常勤特別職職員報酬の見直し
	20 管理職手当の削減	旅費等の見直し
施設の効率的な運営と施設のあり方の見直し	21 通勤手当の見直し	24 旅費の見直し
		25 非常勤特別職等の費用弁償の見直し
	26 野外趣味活動施設及び勤労体育センターの管理運営の見直し	31 市民健康文化センターの管理運営の見直し
	27 市立幼稚園の統廃合	32 軽費老人ホーム柏苑の見直し
	28 第一環境センター焼却炉の休止	33 公民館の管理運営の見直し
事務事業の見直し	29 勤労福祉センター及び智光山荘の管理運営の見直し	34 出張所の機能拡充等の見直し
	30 ふれあい健康センターの管理運営の見直し	35 開放体育館の管理運営の見直し
	事務事業の見直し	扶助費単独事業等の見直し
	36 学校医等配置の見直し	48 心身障害者介護サービス利用者負担助成金の見直し
	37 サマーレビューの実施	49 在宅心身障害者おむつ給付事業の見直し
	38 学校等用務員業務委託の見直し	50 生活保護世帯歳末助成金の見直し
	39 現行業務委託の見直し	51 葬祭費の支給対象者等の見直し
	40 業務委託契約のチェック機能の強化	52 重度心身障害者等福祉タクシー利用助成券給付の見直し
	41 廃棄物処理業務の委託化	53 在宅寝たきり高齢者おむつ給付事業の見直し
	42 市営住宅管理業務の委託化	54 敬老祝金の見直し
	43 職員通勤車両駐車場使用料の徴収	55 ひとり暮らし老人手当の見直し
	44 庁用バスのあり方の見直し	56 寝たきり老人手当の見直し
	45 庁用車の一元管理制度の確立	57 難病者福祉手当の見直し
	46 公共工事コスト縮減対策の実施	58 在宅心身障害者福祉手当の見直し
	47 弾力的な勤務時間制の拡大とフレックスタイム制の導入	企業会計・特別会計の財政収支の見直し
補助金の見直し	60 企業会計・特別会計の財政収支の見直し	
59 団体運営・事業費補助金の見直し	実施計画事業の見直し	
市税収入の確保	61 総合振興計画実施計画事業の見直し	
	62 市税収入の徴収率の向上	63 国民健康保険税の徴収率の向上と税率の見直し
使用料・手数料等の見直し	64 学童保育室の保育料の見直し	69 福祉施設の使用料の見直し
	65 保育所の保育料の見直し	70 公民館の使用料減免制度の見直し
	66 幼稚園の授業料の見直し	71 事務手数料の見直し
	67 成人保健事業の見直し	72 市営自転車駐車場の有料化の検討
	68 運動施設の使用料の見直し	
財産収入の確保	73 市街地再開発事業関連用地の処分	75 貸付財産の貸付料の見直し
	74 未利用地の活用及び処分	

4 サマーレビュー... 予算編成前に、事務事業を総点検し調整を行うこと。通常夏に行われることから、サマーレビューと呼ばれる

⑤ 職員の意識改革や能力開発の推進
職員には、時代の変化に機敏に対応し、市民サービスの専門家として、常により高度なサービスを提供することが求められています。そこで、職員一人ひとりの意識改革と能力開発を促進するため、研修制度の充実や人材を育てる方を図ります。(表5)

④ 機能的な行政運営の推進
情報技術が発展し、インターネットなどの情報通信が市民の日常生活に密接に関わってきています。その変化に合わせて、行政運営を機能的にし、市民サービスをさらに向上させるため、行政手続きの電子化などを進め、電子市役所化を推進します。(表4)

③ 協働の推進
市民参加と協働のまちづくり条例(仮称)の制定やアダプトプログラムの推進など、市民、NPO、事業者と行政がよりよいパートナーとなるべく連携し、各自の活力を生かしたまちづくりを進めていくため、協働を推進します。(表3)



行財政改革推進委員会で審議が重ねられました

行財政改革プラン(案)を行財政改革推進委員会(審議会)に諮問し、次の要請をはじめとする答申を11月7日にいただきました。

- 1 行財政改革プランは最低ラインとし、改革のレベルアップとスピードアップを図ること
- 2 市長のリーダーシップで先頭に立って積極的に取り組むこと
- 3 合併の場合も、行財政改革の基本的指針を堅持すること
- 4 個別行動計画の中の検討事項も実施に向けて明確にすること
- 5 歳出を新たに伴う事業は、財政への影響を勘案し、歳出の抑制に極力努めること
- 6 行財政改革の内容や進行状況、実施結果や評価などの説明責任を果たすこと

行財政改革推進のために

■ 進行管理体制

行財政改革を効率的、効果的に進めるためには、推進組織体制の確立と全職員が一丸となった取り組みが必要で、す。そのためには、市長がリーダーシップを発揮することが重要であり、そのリーダーシップのもと、庁内に設置した

行財政改革等庁内推進委員会で改革の進行を管理するとともに、市議会や狭山市行財政改革推進委員会に定期的に進行状況を報告します。

■ 行財政改革の進行の公表
行財政改革の進行状況は、広報さやま、狭山市公式ホームページで公表します。

■ 個別行動計画を策定

行財政改革プランに基づき、具体的な改革の内容を示した個別行動計画を策定しました。個別行動計画では、行動計画の内容や担当する所属を明確にするとともに、取り組みの目標を可能な限り数値で示すなど、実行内容の分かりやすい記述にしました。

個別行動計画の期間は、行財政改革プランと同じく平成15年度から19年度までの5年間としますが、早期実施に努めるものとし、状況の変化によつて随時見直しを行っていきます。

問合せ 行財政改革プロジェクトチームへ内線7052
e-mail:gyokaku@city.sayama.saitama.jp

表3 市民等との協働の推進

項目	具体的な取組課題
協働の推進	76 (仮称)市民参加と協働のまちづくり条例の制定
	77 審議会での市民公募及び女性委員の加入の促進
	78 アダプトプログラム制度 ⁵ の推進
	再掲 行政サービスの担い手のあり方の検討
	79 NPOへの市民意識の醸成
80 NPOとの協働体制の推進	

5 アダプトプログラム制度...アダプトは、養子縁組の意味。ボランティアとなる市民や事業者が地域の公園や道路などの公共の場の清掃活動などを行う仕組み

表4 機能的な行政運営の推進

項目	具体的な取組課題
機能的な行政組織の推進	81 組織の見直し
	82 部機能の強化
	83 公社等外郭団体の経営の見直し
電子市役所化の推進	84 電子申請の実施
	85 電子認証システムの整備
	86 電子文書管理システムの整備
	再掲 電子入札の導入
行政情報の公開の推進	87 (仮称)個人情報保護条例の制定
	88 パブリックコメント制度 ⁶ の導入
	89 財政状況の定期的な公表

6 パブリック・コメント制度...市の基本的な政策案を事前に公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策決定するとともに、提出された意見と市の考えを公表する制度

表5 職員の意識改革や能力開発の推進

項目	具体的な取組課題
職員の意識改革	90 (仮称)職員研究会制度の創設と活用
	91 広域行政自治体間の職員交流の充実
	92 課長立候補制度の導入
	93 庁内会議への女性職員の参画促進
	94 (仮称)人材育成基本方針の策定
	再掲 目標管理型行政システムの推進
職員の能力開発	職員の能力開発
	95 職員研修の充実
	96 職員提案制度の見直し
	多彩な人材の確保
	97 期限付き任用制度の導入
98 民間企業経験者の活用	